

## 2-③制度の適正化・厳格化(受入機関の適正化)

- 不適正な受入機関には、厳しく対応。制度の機能を強化するための取組を実施。優良な受入機関については、一定の優遇など、適正化への取組を促す仕組みを導入。

### 受入機関の適正化

- ①不適正な受入機関への罰則の強化  
不正を行った受入機関(一次、二次)に対する罰則を強化(受入停止3年→5年など)。
- ②研修期間中の日本語教育義務等の徹底
  - ・現行、指針で示されている、研修期間中の一次受入機関による日本語教育、安全教育等について、基準省令等に明示することにより義務付け、内容の充実を図る。違反の場合は取り締まり。
- ③技能実習中の管理・支援義務の導入
  - ・技能実習中についても、一次受入機関に対し、二次受入企業の管理や実習生に対するケア(生活指導員の配置など)を義務付け。
- ④技能実習修了時の技能評価の実施
  - ・技能移転の趣旨を徹底し、修得技能の評価を行う観点から、技能実習修了時に修得技能の評価(技能検定の受検など)を受けることを義務付け。評価結果については、JITCO等に報告。
- ⑤受入企業や一次受入機関の評価審査(詳細は後述)
  - ・申請により受入企業や一次受入機関の活動内容を審査・評価し、優良な企業や一次受入機関については、メリットを与え、一次受入機関については、優良認定を行う仕組みを構築。